

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円 発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	No.2336 2015年 9月28日	たたかいの秋！人事委員会との交渉がヤマ場をむかえます。各支部・分会から各取り組みに結集しよう。
---	-----------------------------	---	---------------------------	---

2015県人勸⑥

9.29 人事委員会事務局長交渉

適切な給与改定を！

給与制度の総合的見直し阻止！

地公共闘 座り込み実施へ！

岩手県地方公務員共闘会議（議長 砂金良昭岩教組委員長）は、9月29日に実施する人事委員会 佐藤事務局長との交渉を勧告に向けたヤマ場として座り込みを配置し、改善勧告に向け、私たちの要求を直接人事委員会に訴え、交渉を押し上げていく。

県職労としても、この取り組みに結集し、組合員の賃金・労働条件改善、要求実現のため、各支部・分会からの参加を要請する。

今回の勧告に向けて、大きな課題となるのは次の3点となる。

1 適切な給与改定

人事院は国家公務員に対し、2年連続で月例給・一時金の引き上げを勧告したが、これは給与制度の総合的見直しによる削減後の勧告であり、制度未導入の岩手県において、国準拠では給与引き下げにしかない。民間の春闘結果は賃上げを勝ち取っており、公務員給与も引き上げるべきであり、適切な改定勧告を求めていく。

2 給与制度の総合的見直し阻止

昨年の人事院勧告では、地方の給与水準が低いこと、高齢層の給与が民間より高いことを理由に「給与制度の総合的見直し」を勧告し、平均2%（高齢層は最高4%）の引き下げを行った。その分都市部へ支給となる地域手当を引き上げたが、地域手当が支給されない岩手県では単純に引き下げにしかない。一方的な給与引き下げとなる「給与制度の総合的見直し」を断固阻止しなければならない。

3 負担軽減のための諸手当の改善

給与改定が進まない中で、勤務のための自己負担が重荷になっている。特に、新幹

線利用者の通勤や、沿岸部の住居費・単身赴任など、大幅に手当が不足しているとの不満の声大きい。人事異動により居住地から遠隔の公所に勤務を命ずるのであれば、必要な経費は支払うべきである。個人負担となっている実態の解消のためにも、諸手当の改善を求めていく。

あなたの参加が改善の第一歩です！

9.29「生活防衛」地公共闘総決起集会

- 1 日 時 2015年9月29日(火) 14時30分 開会
- 2 会 場 岩手県公会堂 大ホール
- 3 内 容 14:10 受付開始
14:30 開 会 主催者あいさつ
情勢報告・課題提起、
各単組決意表明
団結ガンバロー
15:15 閉 会 ……県庁へ移動

人事委員会交渉支援座り込み行動

- 1 日 時 2015年9月29日(火) 15時30分から(上記集会終了後)
- 2 会 場 県庁 10階・11階
- 3 内 容 15:30 座り込み開始
" 交渉団あいさつ・人事委員会事務局長交渉開始
16:30頃(交渉終了後)
交渉結果報告・行動(解散)指示

【職場の一言要求】から

- ・「給与制度の総合的見直し」は勧告しないこと
- ・県職員給与が地域経済や震災からの経済復興にも影響がある。改善勧告を行うこと
- ・職員の生活保障と勤務意欲の向上に十分配慮した勧告を行うこと
- ・生活を維持するための賃上げは必要だ
- ・単身赴任手当、通勤手当について、自己負担の軽減を要求する